

鎌ヶ谷市国土強靭化地域計画策定委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨・目的

国の基本指針に基づき、今後発生が想定される自然災害に備えて、尊い人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を兼ね備えた災害に強いまちづくりを推進するために策定した鎌ヶ谷市国土強靭化地域計画を改定する。

計画策定にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとする。

なお、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合もあり得るものとする。また、その場合、本市は損害賠償の責めは負わない。

第2 業務概要

- 1 業務名 鎌ヶ谷市国土強靭化地域計画策定委託
- 2 履行場所 鎌ヶ谷市の指定する場所
(鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号)
- 3 業務内容 別紙「鎌ヶ谷市国土強靭化地域計画策定委託仕様書」のとおり
- 4 履行期間 契約締結後 から令和9年3月31日まで

第3 提案限度額

金5,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

第4 プロポーザル方式の実施形式

本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者等を決定するものとする。

第5 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
実施公表	令和8年1月30日（金）
参加申込受付開始	令和8年2月2日（月）
参加申込書受付締切	令和8年2月20日（金）
参加資格要件確認結果通知	令和8年2月25日（水）
質問書受付締切	令和8年2月13日（金） 17時まで
質問書に対する回答	令和8年2月18日（水）
企画提案書等提出締切	令和8年3月9日（月） 17時まで
プレゼンテーション	令和8年3月18日（水）
審査結果通知	令和8年3月25日（水）（予定）
契約締結	令和8年4月1日（水）（予定）

第6 参加資格要件

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

- 1 鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - (1) 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、手形交換所及び電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務の実施要領公開日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの
- 3 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に該当していないこと。
- 5 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の必要とする業務に的確に対応できること。

第7 参加申込方法

1 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり「参加申込書」及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

なお、所定の期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

（1）提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 組織概要書（様式4）
- ウ 業務実施体制（様式5）
- エ 予定主任技術者・担当技術者の経歴等（様式6）
- オ 見積書（業務内訳明細を記載し、所在地、名称及び代表者名、代表者員を押印すること）

（2）提出期限 令和8年2月20日（金）17時まで

（3）提出場所 鎌ヶ谷市 本庁舎1階 安全対策課

（4）提出方法 持参によること。（8時30分から17時まで 土日・祝日及び平日12時から13時を除く）

2 参加資格の確認等

市は第6に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格の確認結果について、令和8年2月25日までに「参加資格要件確認結果通知書」により通知するものとする。

また、「参加資格要件確認結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

第8 質疑応答等

本プロポーザルにおける質問及び回答については、次のとおり行うものとする。

1 質問

- (1) 提出書類 プロポーザル質問書（様式2）
- (2) 提出期限 令和8年2月13日（金）17時まで
- (3) 提出場所 鎌ヶ谷市 本庁舎1階 安全対策課
- (4) 提出方法 郵送、電子メール、FAX

2 回答

- (1) 回答期限 令和8年2月18日（水）17時まで
- (2) 回答方法 電子メール

第9 企画提案書の作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「参加業者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。（自由様式）

- (1) 業務実施方針について
- (2) 業務工程（スケジュール）について
- (3) 現状分析、将来目標の設定、主要課題の整理及び実現化方策の検討における提案、支援、助言の具体的な方策について
- (4) その他提案事項について

2 参考データ

各種関連計画については、鎌ヶ谷市ホームページに掲載しております。

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年3月9日（月）17時まで
- (2) 提出場所 鎌ヶ谷市 本庁舎1階 安全対策課
- (3) 提出方法 持参によること。（8時30分から17時まで 土日・祝日及び平日12時から13時を除く）
- (4) 提出部数 10部

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

第10 評価方法及び評価基準

1 選定委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）を次のとおり行う。（なお、参加業者数が多数の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選出された者についてのみプレゼンテーション等を行うことができるものとする。）

（1）実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑10分程度の計25分程度とする。

イ 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。

ウ プrezentation等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査・評価及び契約候補者の選定から除外する。

（2）実施日時及び実施場所

第7で示した「参加資格要件確認結果通知書」により通知する。

なお、プレゼンテーション等を行う参加業者を選出した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 評価項目及び評価基準

鎌ヶ谷市国土強靭化地域計画策定委託に係るプロポーザル方式審査要領別表のとおり

4 契約候補者の選定方法

事業者の選定は、順位点の最上位事業者とする。但し、参加事業者が1者のみのときは、審査員の平均点数が60点以上で、かつ、各項目に0点をつけた審査員が1名以下の場合に契約候補事業者とする。

なお、契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とする。

第11 審査結果の通知

契約候補者選定後、参加業者全員に選定又は非選定の結果を「審査結果通知書」により通知するものとする。

また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

第12 審査結果の公表

1 公表方法

契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を市ホームページにおいて公表するとともに、安全対策課窓口において閲覧に供するものとする。

2 公表内容

（1）業務名

（2）審査結果（契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加業者の評価点数）

（3）契約候補者の選定理由

（4）参加業者数

(5) 審査経過及び審査委員

3 公表内容に係る留意事項

- (1) 契約候補者以外の参加業者の名称は公表しない。
- (2) 契約候補者以外の参加業者の評価点数は点数順で表記する。

第13 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (5) プレゼンテーション等の開始時間までに会場に来なかった場合
- (6) 審査及び評価の公平性を害する行為があったと市が認める場合

第14 契約に関する基本的事項

契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について双方合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を再度徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

また、契約金額は原則として企画提案時に提出された見積額を超えないこととし、提案内容が全て契約時の仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

第15 その他留意事項

- 1 本プロポーザルに係る費用については、すべて業者負担とする。
- 2 提出された書類は返還しないものとする。
- 3 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。
- 4 提出期限以降における提出書類の差替え、訂正、再提出は認めないものとする。ただし、市から指示があった場合を除く。
- 5 参加業者が1者であっても、審査及び評価を行い、契約候補者として適当でないと認められる場合には、契約候補者と特定しないことがある。
- 6 企画提案書等については、参加業者1者につき1提案に限るものとする。
- 7 参加申込書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- 8 本プロポーザルに用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- 9 本プロポーザルにおける企画提案書等の提出書類は、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第16 問い合わせ先（事務局）

鎌ヶ谷市役所 市民生活部 安全対策課 防災係 担当 橋崎

電 話：047-445-1141（内）257

047-445-1278（直通）

FAX：047-445-1400

E - m a i l : bousaibouhan@city.kamagaya.chiba.jp